

見直し検討の背景

○施行後7年(平成19年3月)を経過した段階で、見直しを行う旨が規定

○中環審と産構審の合同会合により、見直し審議

PRTR制度に関する課題と方向性

【方向性1】〈施行後の社会動向等を踏まえた仕組みの効率化〉

I. 対象物質の見直し

・GHSとの整合化に留意し、化学物質の有害性情報やリスク評価の結果等を活用

II. 一部の非対象業種の対象化妥当性の検討

・建設業、医療業等の現行非対象業種の対象化の実行可能性について検討

III. 届出事項の追加

・廃棄物処理方法及び放流先の下水道名を届出事項に追加

IV. 排出量の把握手法や推計手法の改善

・算出マニュアルの継続的改善を実施

V. 未届出事業者に対する対応

・悪質な未届出事業者に対しては、厳正に対処

【方向性2】〈PRTRデータの多面的利用の促進〉

I. 個別情報の開示請求方式を国による公表方式に変更

II. 地図情報等の活用による、わかりやすい情報の提供

・地方公共団体は、地域特性のニーズに対応した取組
・事業者は、環境リスク評価やリスクコミュニケーションに活用

化管法の役割と施行状況

○事業者は、化学物質自主管理指針に基づき、管理計画を作成する等して自主管理を促進

○PRTR制度は、過去5ヶ年度分の届出実績を有し、対象化学物質による環境負荷を低減させる点で一定の効果あり

○MSDS制度も事業者間の情報伝達の手法としてほぼ定着

○現行の役割を維持することが適当

MSDS制度に関する課題と方向性

I. 事業者は記載内容の充実に努めるとともに、自主管理にMSDSをより一層活用

II. GHSとの整合に向けた対応の検討

化学物質の自主管理に関する課題と方向性

I. 自ら事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスク懸念の大きい物質から優先的に管理を強化

II. 高懸念物質等については排出削減等の自主管理をより一層強化

III. 国は、そのためのガイダンスの普及やモデル等の使い勝手の向上等により支援

IV. 国は、例えば業種ごとの自主管理の取組状況に関する発表の場を設定する等、国民が産業界の取組を把握できるよう検討

さらに化審法を中心に審議を行い、必要に応じて両法の一体的な改正を指向

中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間とりまとめ
＜抜粋＞

Ⅲ. PRTR制度に関する課題と方向性

1. 施行後7年の経験等を踏まえた仕組みの見直し

(1) 化管法の対象となる指定化学物質について

化管法では、有害性と暴露性の双方の観点を考慮して、対象となる化学物質を指定している。

具体的には、政令において、PRTR制度及びMSDS制度の対象となる第一種指定化学物質として354物質、そのうち人に対する発がん性があると判断された特定第一種指定化学物質として12物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質として81物質が指定されている。

一方、化学物質の製造、輸入、使用の実態は常に変動しており、また、有害性等に関する新たな知見も得られてきていることから、これらの指定化学物質については、法施行後の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、現行の指定化学物質の選定基準を踏まえて物質指定の見直しを実施すべきである。また、その際、5年間のPRTR制度に基づく各物質の届出や推計の状況、環境リスク評価の結果等についても考慮することが必要である。

なお、化管法における物質指定の基準については、化学物質管理を巡る国際的な状況を踏まえつつ、化学品の分類及び表示に関する世界表示システム(GHS)との整合化を目指すべきである。また、特定第一種指定化学物質については、現行では、人に対する発がん性があると判断された物質を指定しているが、GHSとの整合性を踏まえ、新たなエンドポイントの追加(例えば、ヒト生殖細胞に対する変異原性や人に対する生殖毒性)を検討すべきである。

さらに、今後とも、化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質の見直しを行うべきである。